

地域公益活動の推進に関する助成金交付要綱

白井工業団地の発展を支えていただいている地域社会に貢献するため、白井工業団地及びその周辺地域（以下「工業団地地域」という。）で活動する法人又は団体が行う地域コミュニティ活動、社会福祉活動及び地域資源の保全活動等に係る事業に対し助成することにより、協働して活力と魅力ある地域社会の実現を目指すものである。

(趣旨)

第1条 一般社団法人白井工業団地協議会（以下「協議会」という。）は、白井工業団地及びその周辺地域において、地域交流の促進、社会福祉の向上及び地域産業の活性化などを目的に市民団体等が行う公益活動に対し助成するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民団体等 専ら営利を目的としない公益活動を行う法人又は団体をいう。
- (2) 公益活動 次に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。
 - ① 地域の交流、コミュニティの増進に関する活動
 - ② 障がい者、高齢者の支援に関する活動
 - ③ 子ども、青少年の健全育成に関する活動
 - ④ 地域の安全（防犯、防災、交通安全など）の推進に関する活動
 - ⑤ 学術、文化、芸術、スポーツの振興に関する活動
 - ⑥ 自然環境の保全に関する活動
 - ⑦ 農・商・工の連携に関する活動
 - ⑧ 職業人材の育成及び雇用の促進に関する活動
 - ⑨ その他協議会が公益活動と認めた活動

(助成の要件)

第3条 助成金の交付を受けることができる市民団体等は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 1年以上継続して公益活動を行っていること。
- (2) 定款、規約、会則等を定め、自主的かつ自立的な運営を行っていること。
- (3) 活動拠点が白井市内にあり、白井工業団地及びその周辺地域において公益活動を行っており、かつ協議会の運営及び企業活動に寄与するものであること。
- (4) 営利、宗教又は政治活動を目的としていないこと。
- (5) 国、県及び白井市を除く地方公共団体又は民間団体から補助金又は助成金（以下「補助金等」という。）を受けていないこと。
- (6) 暴力団又はその構成員の統制下でないこと。
- (7) 協議会の活動を理解し、賛同していること。
- (8) その他協議会が必要と認めた事項を満たしていること。

(助成対象事業)

第4条 助成金の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、第2条に規定する市民団体等が行う公益活動とする。

(助成対象経費)

第5条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、前条に規定する助成対象事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除くものとする。

- (1) 会食費（1食当たり1人につき800円を超えるもの及び酒類）
- (2) 市民団体等の構成員に対する人件費、謝礼金等
- (3) 国、県、白井市を含む地方公共団体又は民間団体からの補助金等の対象となる経費
- (4) 備品購入費（1点当たり30,000円を超える資機材等の購入費）
- (5) 慶弔費
- (6) その他協議会が適当でないと認める経費

(助成金額)

第6条 助成金の額は、一つの市民団体等につき50,000円を限度とし、実際に要した助成対象経費の額とする。

2 助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請、交付決定及び助成金の交付)

第7条 助成金の交付を受けようとする助成対象団体の代表者（以下「申請者」という。）は、地域公益活動推進助成金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、協議会に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 定款、規約、会則及び役員名簿
 - (4) その他協議会が求める書類
- 2 協議会は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、地域公益活動推進助成金交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 協議会は、前項の規定により助成金の交付決定通知をしたときは、速やかに概算払いにて助成金を当該交付決定者に交付するものとする。

(変更等の承認申請及び承認)

第8条 前条第2項の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容に変更が生じたとき又は助成対象事業を中止しようとするときは、地域公益活動推進助成金変更（中止）承認申請書（第3号様式）により、協議会に申請しなければならない。

- 2 協議会は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、地域公益活動推進助成金変更（中止）承認通知書（第4号様式）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、助成対象事業が完了したときは、速やかに、地域公益活動推進助成金実績報告書(第5号様式)により、協議会に報告しなければならない。

(交付額の確定)

第10条 協議会は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、地域公益活動推進助成金確定通知書(第6号様式)により、当該交付決定者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付額が確定し、余剰金が生じたときは、当該交付決定者は速やかにこれを協議会に返還しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第11条 協議会は、助成対象団体が偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けたときは、当該交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(交付の条件)

第12条 交付決定者は、次に掲げる事項の履行に努めるものとする。

- (1) 本助成事業について、市民団体等の活動だよりなどに掲載し、広く周知するとともに、その成果を様々な機会を利用して発表すること。
- (2) 市民団体等の行事等の開催案内等を協議会に通知すること。
- (3) その他協議会が必要と認めること。

(財務状況等の調整)

第13条 協議会は、この助成金の運用に当たり、協議会の財務状況、予算措置の有無等を勘案し、その執行の可否を判断するものとし、執行する場合は、公正かつ、有効に使用されるよう慎重に審査するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会の3役会議において別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、2024年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条第1項関係）

地域公益活動推進助成金交付申請書

年 月 日

(一社) 白井工業団地協議会
代表理事

市民団体等名
住 所
代表者氏名
電話番号

㊞

地域公益活動推進助成金の交付を受けたいので、地域公益活動の推進に関する助成金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（位置図等を含む）
- (2) 収支予算書
- (3) 定款、規約、会則及び役員名簿
- (4) その他協議会が求める書類

振込先	
金融機関名	銀行・信用金庫・農協・組合
支店名	本店・支店
預金種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

一般社団法人白井工業団地協議会

地域公益活動推進助成金事業計画書

事業項目（名称）	
対象範囲又は 対象人数（世帯数）	
事業の目的及び期待 する効果	
事業の実施期間	年 月 日～ 年 月 日
事業の概要	

一般社団法人白井工業団地協議会

地域公益活動推進助成金事業収支予算書

(収入)

単位：円

項 目	収入額	内 訳
合 計		

(支出)

単位：円

	項 目	事業費	補助対象経費	内 訳
助成対象経費				
		小 計		
助成対象外経費			—	
			—	
			—	
			—	
		小 計		—
	合 計			

一般社団法人白井工業団地協議会

第2号様式（第7条第2項関係）

地域公益活動推進助成金交付決定通知書

年 月 日

様

（一社）白井工業団地協議会
代表理事



年 月 日付けで申請のあった地域公益活動推進助成金については、下記のとおり決定したので、地域公益活動の推進に関する助成金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

交付決定額 金 円

一般社団法人白井工業団地協議会

第3号様式（第8条第1項関係）

地域公益活動推進助成金変更（中止）承認申請書

年 月 日

（一社）白井工業団地協議会
代表理事

市民団体等名
住 所
代表者氏名
電話番号

㊟

年 月 日付けで交付決定のあった助成対象事業について、次のとおり変更（中止）したいので、地域公益活動の推進に関する助成金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

変更内容	
変更（中止）理由	
添付書類	

一般社団法人白井工業団地協議会

第4号様式（第8条第2項関係）

地域公益活動推進助成金変更（中止）承認通知書

年 月 日

様

（一社）白井工業団地協議会
代表理事



年 月 日付けで変更（中止）の承認申請があった助成対象事業については、次のとおり承認したので、地域公益活動の推進に関する助成金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

承認内容	
------	--

一般社団法人白井工業団地協議会

地域公益活動推進助成金実績報告書

年 月 日

(一社) 白井工業団地協議会
代表理事

市民団体等名
住 所
代表者氏名
電話番号

㊟

年 月 日付けで交付決定のあった助成対象事業が完了したので、
地域公益活動の推進に関する助成金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報
告します。

記

- | | | | |
|---|----------------|---|---|
| 1 | 助成金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 事業費の決算額（総額） | 金 | 円 |
| 3 | 添付書類 | | |
| | (1) 事業報告書 | | |
| | (2) 収支決算書 | | |
| | (3) 領収書等の写し | | |
| | (4) 事業実施に係る写真 | | |
| | (5) 活動だより等関係資料 | | |

一般社団法人白井工業団地協議会

地域公益活動推進助成金事業報告書

事業項目（名称）	
事業費総額	円（うち助成金額 円）
対象範囲又は 対象人数（世帯数）	
実施期間	年 月 日～ 年 月 日
事業の実施経過	
事業報告 （実施場所、実施内容、参加人数及び成果などを記載）	

一般社団法人白井工業団地協議会

地域公益活動推進助成金事業収支決算書

(収入)

単位：円

項 目	収入額	内 訳
合 計		

(支出)

単位：円

	項 目	事業費	補助対象経費	内 訳
助成対象経費				
	小 計			
	助成対象外経費			—
			—	
			—	
			—	
小 計				—
合 計				

一般社団法人白井工業団地協議会

第6号様式（第10条関係）

地域公益活動推進助成金確定通知書

年 月 日

様

(一社) 白井工業団地協議会
代表理事



年 月 日付けで交付決定した地域公益活動推進助成金については、下記のとおり額を確定したので、地域公益活動の推進に関する助成金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

確定額	金	円
返還金	なし	
	あり (金	円)

一般社団法人白井工業団地協議会